

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公開番号】特開2007-307257(P2007-307257A)

【公開日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-046

【出願番号】特願2006-140938(P2006-140938)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月19日(2009.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が打ち込まれる遊技領域が前面に形成される遊技盤と、所定条件の成立にもとづいて所定の表示結果を導出表示する表示装置と、を備え、遊技者に有利な特定遊技状態に制御するときに前記表示装置に予め定められた特定表示結果を導出表示する遊技機において、

前記遊技盤は、背部を視認可能な板状部材によって形成され、

前記遊技盤の後面側に設けられ、前記表示装置によって表示される領域以外であって、遊技者が背部を視認可能な遊技領域を装飾する造形部材を備え、

該造形部材は、前記遊技盤への取り付けを可能にする取付部と、立体的な形体を成す複数種類の造形体と、を備えた基本構成部材から構成されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記複数種類の造形体は、各々前記基本構成部材とは異なる一以上の部材によって形成され、前記基本構成部材の前面に個々に取り付けられることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記表示装置は、前記基本構成部材に対して後面側から取り付けられ、

前記基本構成部材は、前記表示装置の前方に当該表示装置の視認を可能にする開口部を有することを特徴とする請求項1又は請求項3に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 4】

解決手段1に記載の遊技機によれば、遊技領域が前面に形成される遊技盤を、背部を視認可能な板状部材によって形成し、遊技盤の後面側の表示装置によって表示される領域以外であって遊技者が背部を視認可能な遊技領域を装飾する造形部材を備えたため、遊技球の転動可能な領域を狭めることなく、遊技領域を装飾することができる。また、遊技盤の

後面側に立体的な形体を成す造形体を備えた基本構成部材から構成される造形部材を備えたため、遊技球の転動可能な領域においても立体的な装飾を施すことができ、従来の平面的な装飾が施された遊技機に比べて装飾効果を向上させることができる。また、遊技盤の後面側に造形部材を配置するため、広範囲で遠近感を表現でき、装飾効果を向上させることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

(解決手段2)

前記複数種類の造形体は、各々前記基本構成部材とは異なる一以上の部材によって形成され、前記基本構成部材の前面に個々に取り付けられることを特徴とする解決手段1記載の遊技機。

なお、本実施形態において、基本構成部材とは異なる一以上の部材は、保持部材56、左上装飾部材53、左下装飾部材52、および右下装飾部材54のうち1つまたは複数であればよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

解決手段2に記載の遊技機によれば、基本構成部材とは異なる一以上の部材によって各々形成される造形体を、基本構成部材の前面に個々に取り付けるため、複雑な形状をなすことが可能になり、基本構成部材に一体的に造形体を形成した場合よりも精巧な造形を形成することができる。また、基本構成部材とは異なる一以上の部材によって各々形成される造形体を、基本構成部材の前面に個々に取り付けるため、基本構成部材毎に材質や配色を異ならせることができ、材質や色を異ならせることにより、立体感を向上させることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

(解決手段3)

前記表示装置は、前記基本構成部材に対して後面側から取り付けられ、

前記基本構成部材は、前記表示装置の前方に当該表示装置の視認を可能にする開口部を有することを特徴とする解決手段1又は解決手段2に記載の遊技機。

なお、本実施形態において、基本構成部材に取り付けられるとは、箱体55に取り付けられることである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

解決手段3に記載の遊技機によれば、造形部材の基本構成部材に表示装置を取り付け、

造形部材を遊技盤の後面側に配置したため、表示装置を遊技盤の前面側に配置した場合に比べて広範囲で遠近感を表現でき、装飾効果を向上させることができる。また、造形部材によって遠近感を表現するとともに表示装置の表示によって相乗的に遠近感を表現できるため、装飾効果を向上させることができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

また、造形部材の基本構成部材の後面側に表示装置を取り付け、基本構成部材に表示装置を視認可能な開口部を備えるため、表示装置までの奥行幅が広がり、造形部材によって遠近感を表現するとともに表示装置の表示によって相乗的に遠近感を表現でき、装飾効果を向上させることができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

(解決手段4)

前記基本構成部材の前面には、所定の装飾が施されていることを特徴とする解決手段1乃至解決手段3のいずれかに記載の遊技機。

なお、所定の装飾とは、不透明インクによりグラビア印刷されたセルシートを貼着するものでもよいし、模様等の立体的な形体が形成されるものでもよい。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

解決手段4に記載の遊技機によれば、基本構成部材の前面に所定の装飾を施したため、造形部材によって遠近感を表現するとともに基本構成部材の前面に施された装飾によって相乗的に遠近感を表現でき、装飾効果を向上させることができる。